

（宛先）松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年3月19日付松監第119号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等 理財部 管財課	所管課等長氏名 門 田 泰 典
措置の状況 ☒ 措置を講じた ☐ 措置を講じる予定 ☐ 措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
1 収入事務について （３）不用物品売払収入 ・ 契約方法の検討について 物品は、地方自治法により財産として位置づけられている。また、同法施行令により、随意契約を行うことができる額は、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとされており、松山市契約規則でその額を30万円（財産の売払い。令和7年10月現在）と定めている。 廃車となった公用車両等を鉄屑として売却した際に、予定価格の設定及びそれに基づいた契約方法の検討を経ず随意契約を行っており、適正な契約手続きがなされていない状況が見受けられた。 規則等に沿った事務処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について （３）不用物品売払収入 ・ 契約方法の検討について まず、適正な契約手続きができていなかったのは、担当者をはじめ、確認者が地方自治法施行令や松山市契約規則等を正しく認識していなかったことが原因で、適切な事務フローで実施していませんでした。 そのため、当該業務が法令や規則に基づいた適正な手続きとなるよう、事務処理方法を総点検し、業務を一から見直しました。 ご指摘の契約方法の検討については、予め物品ごとに積算した上で、事業者から参考見積書を取得し、本市で精査、検討を行い、予定価格の設定及び契約方法の決定をするよう改善しました。 所属職員には、職務遂行上の根拠法令等の重要性を再認識するよう指導しました。 今後は、規則等に沿った適正な事務処理に努めてまいります。

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野 志 克 仁

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年3月19日付松監第119号の定期監査結果報告に基づき，又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について，地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課等	こども家庭部 保育・幼稚園課	所管課等長氏名	野 本 幸 司
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない		
指 摘 事 項	措 置 状 況		
1 収入事務について (4) 児童福祉施設費雑入 ・電気使用料の調定額算定誤りについて 味生保育園大規模改修主体その他工事にかかる電気使用料について、市が電力会社からの請求と設置された子メーターの使用量を基に按分して算定していたが、請求明細書などの入力誤りによって、不正確な額で調定を行い、過誤納付を発生させていた。 正しい算定処理が行われなかった理由及び改善に向けた取組を検証し、適正な事務手続きを徹底されたい。	1 収入事務について (4) 児童福祉施設費雑入 ・電気使用料の調定額算定誤りについて 本件は、子メーターと按分するために紙で送付された電力会社の請求明細書の数字を市が作成したエクセル様式に転記した際、複数人での確認が十分でなく、数字の入力誤りに気が付かなかったことで生じたものです。 なお、本件で生じた過誤納付金は、ただちに相手方へ還付手続きを行い、令和 7 年度の会計年度内に対応しました。 今後は、エクセルで計算した結果でも、それが正しく表示されているか、紙上の数字を電卓で検算し、複数人での確認が十分に機能するよう適正な事務処理に努めます。		